令和８年（フ）第２２９７号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目32番５号　メゾン桜ケ丘202号
債務者　枝川　香織
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０５号
横浜市青葉区美しが丘４丁目54番地１　第一飯島荘202
債務者　阿左見史子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３３号
横浜市南区白妙町５丁目65番地１　パレ・ドール伊勢佐木町南404号
債務者　荻原　美久
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４１号
神奈川県藤沢市弥勒寺４丁目８番８号　ウェルビィ６番館204
債務者　柏倉真理子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８７号
横浜市中区鷺山53番地　シルバーエンジェル２－Ｄ号室
債務者　菊地恵利奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５２号
兵庫県西宮市神明町８番２―702号
債務者　辰巳　義仁
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７８号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館102号
債務者　松山　　明
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館102号
債務者　松山真由美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目１番10―203号
債務者　四元　和浩
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７８号
兵庫県西宮市上大市２丁目12番16号　ハミング甲東園101号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目30番35号
債務者　田中　慶司
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９４８号
広島市南区出汐２丁目２番17―303号
債務者　河野　　勇
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９５号
広島市安佐南区祇園６丁目18番５―309号
債務者　越智　義文
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０号
熊本県玉名市松木17番地３　コーポ塚本101号、前住所熊本県玉名市中1526番地５　メルベイユ203号
債務者　橋元　直輝
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目５番43―607号
債務者　宇良　　静（旧姓當眞）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３６号
沖縄県浦添市伊祖２丁目17番１号　ＭＫＫビル202号
債務者　阿波根直人
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市字小禄1466番地　泉原ハイツＢ―105
債務者　武富美代子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部